

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当制度について

◎児童扶養手当

父母の離婚などにより父又は母がいない家庭（ひとり親家庭）等で、児童（18歳に到達する年度末まで）を養育している受給資格者に支給される制度です。

★8月1日から、父子家庭にも児童扶養手当が支給されます

■手当額

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が養育する児童の数、受給資格者または生計が同じ扶養義務者（祖父母など）の所得等により決定します。

■支給月

4・8・12月に、前月までの4か月分を支給します。今回の申請では、12月が最初の支給月になります。

※①7月31日現在で支給要件に該当している場合、11月30日(火)までに申請すると8月分から支給します。

※②8月1日以降に要件に該当したり、申請が12月1日以降になった場合には、申請の翌月からの支給となります。

◎特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を監護養育している受給資格者に支給される制度です。

◎いずれの場合も、支給要件および所得制限がありますので、詳しいことは、役場福祉課へお尋ねください。

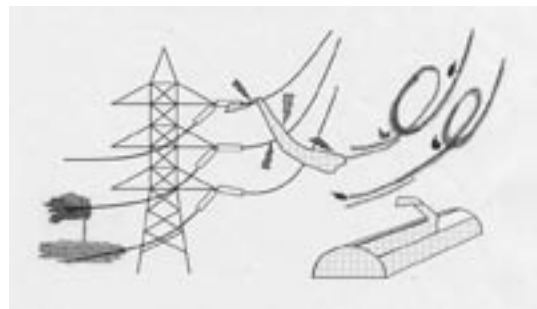
※現在、児童扶養手当を受給している方は8月31日(火)までに現況届を、特別児童扶養手当を受給している方は9月10日(金)までに所得状況届を提出してください。

■問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

突風による農業用ネット等の飛散にご注意を！

近年、農業用ネット等が突風で吹き飛ばされ、送電線に接触する等の停電事故が発生しています。台風シーズンに限らず、農業用ネットやビニールシートなど、風で飛びやすいものについては、固定物にしっかりと結びつけるなどの対策を十分に実施されますようお願いします。



鉄塔や電線に飛散物の接触を発見されたら、すぐにご連絡ください。

■問い合わせ

中国電力(株)周南電力所  
岩国電力センター送電課  
☎0827(41)1554

きれいになりました  
椋野地区で奉仕活動

椋野地区老人クラブ  
改め同地区シニアクラブの皆さんが、7月5日早朝から椋野公民館周辺を清掃しました。同シニアクラブでは年2回、庭木の害虫駆除や剪定、除草作業などを行っています。



～ふるさとの味をおすそわけ～  
「ふるさとパッケージ」を届けます

周防大島町地産地消推進プロジェクト実行委員会では、特産のみかんや海産物のカエリなど詰め合わせ、年末にお送りする「ふるさとパッケージ」の注文を受け付けています。

■詰め合わせ内容

- みかん (5Kg)
- みかん缶詰 (1缶)
- 伊予柑缶詰 (1缶)
- カエリ (1袋)
- 東和金時パニラジャム (1瓶)
- イチジクジャム (1瓶)



■料金 3,900円 (送料込み)

■申し込み・問い合わせ

(社)周防大島観光協会 ☎0820(72)2134

\*申込チラシは、役場各総合支所、出張所などに備えています。